



事務センターだより



第4号 H29.7.10

文責 藤本（阿蘇中）

「割れ窓理論」と学校財務

建物の窓が壊れているのを放置すると

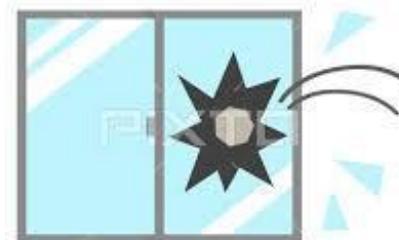
- ① 誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓もまもなく壊される
- ② ゴミのポイ捨てなどの軽犯罪が起きるようになる
- ③ 住民のモラルが低下して、地域住民が治安維持に協力しなくなる。

という考え方があるそうです。（アメリカの犯罪学者ジョー・ケリングが考案。）

東京ディズニーランドでも、その考え方を取り入れ、ささいな傷もおろそかにせず、ペンキの塗り直し等の修繕を頻繁に行うことで、従業員や来客のマナーを向上させることに成功しているという話もあります。

学校でも、校舎のキズや壁の色あせに対し、きめ細やかに修理対応をすれば、そこで過ごす生徒や職員に良い効果が出て、教員の負担感軽減につながるのではないかと考えました。

そこで、阿蘇市学校事務センターでも「割れ窓理論」の情報を共有し、施設に対する点検意識を高めました。



見つけました！！

壁板の破損、床のウレタン剥離、壁のキズ、汚れ
窓ガラスのひび、窓ガラスや床のテープ跡
机天板の落書き、彫り込み、水道の水漏れ etc

修理対応、予算措置致します！！



給与のはなし

給与とは、国及び地方公共団体の職員の「勤務に対する対価」の意味で用いられます。

給与 = 給料 + 調整手当や扶養手当などの諸手当
旅費
退職一時金
公務災害補償 } = 実費弁償または給与以外の給付

公務員の給与は、税金によって賄われているため、国民(住民)に納得される社会的妥当性を持っていることが要求されます。

給与の基本原則

① 給与法定の原則

給与は、法律またはこれに基づく条例によらなければ支給できない。

② 情勢適応の原則

給与は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

③ ノーワーク・ノーペイの原則

給与は、勤務に対する対価であるから、前提としての勤務がなければ給与は支給されない。

④ 平等取扱いの原則

全ての国民は、法の下に平等であって差別されてはならない。

関連する規程は、日本国憲法、地方自治法、地方公務員法、労働基準法、教育公務員特例法等です。

体験活動中の保障は・・・

総合学習で実施される、野外活動、職場体験、農業体験活動等は、教育課程に位置づけられているので、ケガに対しては日本スポーツ振興センターの保険が適用されます。

しかし、体験活動中の物損事故等に対する保障は、スポーツ振興センター、PTA 安全互助会、PTA 災害見舞金いずれも対象ではないということでした。

窓ガラスを割ったり、施設を破損したり、移動中の自転車のトラブルといったことが心配であれば別途、損害賠償保険に加入しなければなりません。

一人年間250円の保険料で、総合学習やボランティア活動時の損害賠償が保障されるものもあります。

参照：阿蘇市キャリアスタートウイーク事業

